

## よい美術教育をつくる7つの指針 (Part II) — 「美術の教育」と「美術による教育」に焦点化して—

若元 澄 男  
(2005年11月28日受理)

### Seven Guiding Principles in Designing Good Art Education (Part II): Focusing on “Education for Art” and “Education through Art”

Sumio WAKAMOTO

**Abstract.** I make a point of saying that absolutely essential conditions for good art education consist of “Education for Art” and “Education through Art.” It is out of supposition if you place too much emphasis on or miss one of them.

Above all, we should never lose the idea of “Education through Art” directly linked to character formation. Because this is the first and ultimate ground for the art education that remains at the compulsory education stage; this was so in the past and will be so in the future.

However, I see the unfavorable reality that the idea of “Education through Art” has not been ingrained yet when my heart goes out to “the present” of art education and “the past and the future.”

Why has not it been ingrained? In the paper I begin by examining this issue focusing on the history of the description of “the objective of the subject” and others in the Course of Study.

#### Ⅰ 緒 言

あえて、よい美術教育（よい図画工作・美術科授業）の絶対不可欠条件をあげるとするなら「美術の教育 (Education for Art)」と「美術による教育 (Education through Art)」となる。このどちらかに偏ること、あるいはこのどちらかが欠けるようなことは論外である。

とりわけ、人間形成に直結する「美術による教育」の理念を見失うことは断じてあってはならない。なぜなら、このことこそが、これまで、そしてこれからも義務教育段階に美術教育があり続け、あるいはあり続けるであろう最大かつ究極とも言える根拠だからである。我々美術教育にかかわってきた者が、惜しみなく情熱を注ぎこむことができたのも美術教育におけるこの文脈の確認があったればこそである。

このことは、とりたてて筆者が力説するまでもないことである。たとえば現行の学習指導要領の教科目標の記述をみても明らかである。平成10

年版の学習指導要領の図画工作科の目標には、「表現及び鑑賞の活動を**通して**，つくりだす喜びを味わうようにするとともに造形的な創造活動の基礎的な能力を育て、豊かな情操を養う。」との記述があり、筆者が「反転させておいた文字」からも明らかなようにゴールは単に「表現力」及び「鑑賞力」の形成ではないことが明記されている。中学校美術科然りである。「表現及び鑑賞の幅広い活動を**通して**，美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、豊かな情操を養う。」となっている。さらに高等学校芸術科においては「芸術の幅広い活動を**通して**，生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、豊かな情操を養う。」とされ、科目レベルでも、美術Ⅰの「目標」は「美術の幅広い創造活動を**通して**，…」，Ⅱ及びⅢは「美術の創造的な諸活動を**通して**，…」である。工芸Ⅰの「目標」は、「工芸の幅広

い創造活動を「通して」, …], II 及び III 「工芸の創造的な諸活動を「通して」, …」との表記である。このように美術教育においては、現在、小学校から高等学校まで「美術による教育」という理念が通底して明記され、学習指導要領レベルでとらえた場合、人間形成への極めて明瞭かつ適正文脈が確認できるのである。

## II 問題の所在

しかし、美術教育の「いま」と「来し方行く末」に思いを馳せる時、これまで大なり小なりのかかわりを持ってきた者としては、決して安穩としていられない実態があることを知っている。たとえば、本小稿冒頭で確認したように、現行の学習指導要領では小学校から高等学校まで「通して」の文言が明記され、「美術による教育」のスタンスが鮮明に打ち出されている。にもかかわらずということになるが、全国津々浦々の学校で、「美術による教育」という理念のもと十全の実践が日々展開され具体化されていると言える状況があるだろうか。否である。あるいは、美術教育は学校教育の中で人間形成に貢献する教科として応分の地位を与えられているだろうか。これも否である。あるいは、教育課程改善のための審議等の場において、こうした教科特性を踏まえての教育課程への位置づけなどが適正になされてきたのだろうか。これもまた否。歴史的に削減され続ける教科の時間数の問題に反映されている。仄聞ではあるが、なおかつ近い将来、「中学校美術科」は、選択教科になるような流れが形成されつつあるとのことである。美術教育はその程度の位置づけなのである。

あるいは別の視点からも美術教育の位置を知ることができる。すなわち、今日の「学力低下問題」等に関する議論の方向や内容を精査するなら一目瞭然である。いままさに「ゆとり教育」や「総合的な学習の時間」などが学力論議の中でやり玉に挙げられ、その功罪がにぎやかに論じられている。が、その際の「学力」とは一体なにをさしているのだろうか。単に算数や国語のテスト学力向上に傾斜した浮薄な議論と言うのは言い過ぎなのだろうか。いずれにせよこの種の文脈に美術教育の片鱗さえも登場しないことは事実であり、それが美術教育の位置を象徴している。がしかし、「学校

で身に付けさせる学力」に美術教育は本当に無縁なのだろうか。「学力とはなにか?」ということも問い直されなければならない。さらに飛躍するならば、たとえば、学力と「脳」は無関係なのだろうか、そして「脳」と美術教育は無関係か、手と「脳」はなどなどにまで思いがおよぶことになる。横行する議論を浮薄な議論とする所以である。

それにしても「学力」とはなにか。ここであらためて美術教育の視点からそれをとらえなおしておきたい。はたして美術教育においてどんな学力を保証できるのかということである。これについては、現時点、筆者の経験知の域をでるものではないが、「3H (Heart, Head, Hand)」と断言できる。あるいは、これこそが美術教育で保証すべき学力ととらえているのである。「3H」の詳細は、拙稿「3H美術教育のススメ\*1」をご参照いただきたい。この文脈をベースに、やや乱暴な置き換えかもしれないが、美術教育で形成すべき学力は「感じる力」「考える力」「みる・かく・つくる力」、すなわち、美術力として整理できると考えている。「生きる力」の一翼を担うこれらの学力=美術力を身に付けさせることこそ美術教育の最大の意味・役割と判断している。

さて、美術教育における学力をこうした文脈でとらえる時、それを獲得させるための不可欠要件としてあがってくるのが本小稿冒頭にあげた「美術の教育」と「美術による教育」の提供なのである。すなわち、美術教育であれば「美術」そのもののこと、すなわち、文化としての美術の伝承、美術の歴史、各種の表現形式や技法等々を子ども達に指導するのは自明でありそれを具体化するのが「美術の教育」である。そして同時に、学校で展開される美術教育であれば人間形成を基盤にした「美術による教育」の文脈もまた保証されなければならない。だがはたして学校でこの文脈は十分に具体化されてきたのだろうか。先にも確認したように否である。年々歳々の学生に対する実態調査等の結果から判断する限り筆者はこう断ぜざるを得ない。本小稿冒頭で取り上げたように現行の学習指導要領にもこの文脈は明記されている。にもかかわらずの実態である。ではなぜこうした事態に至るのか。次節においては、現行の学習指導要領の記述に至るまでの変遷を精査してみたいと考えている。

### III 学習指導要領「教科目標」の検討

さて、ここでは、戦後の学習指導要領の「教科目標」及び「各学年の目標」における「美術の教育」と「美術による教育」に関わる記述の変遷を逐条的に検討してみることにした。このことにより戦後50有余年の美術教育の質の変化の有無をあらためて把握したいと考えたからである。なぜなら、我が国の教師にとって、学習指導要領は、「たかが学習指導要領、されど学習指導要領」との所見を筆者は持っており、学習指導要領に記載されている内容が否応なく教師に影響を与えてきたととらえているからである。これは日々の授業に反映し、ひいては子どもに反映していく。であるとすれば、学習指導要領の記述の変遷を精査することは、今の実態がどのように形成されてきたかを検討するうえでの有効な資料になると考えたからである。検討方法としては、「美術の教育」に傾斜した記述については、実線のアンダーラインを付し、「美術による教育」のニュアンスがより強く打ち出されていると判断した文言には～線のアンダーラインを付すことにより、各々の内容の顕現化を図った。このことはまた、これまであらゆる場で主張してきた筆者の「美術の教育」及び「美術による教育」への解釈を明瞭化する意味においても無意味なこととは考えていない。

#### 1 昭和二十一年 文部省教科書局長からの通牒\*2

昭和21年のこと。当時の文部省の教科書局長から次のような「通牒」が出されている。ここには「図画、工作の旧教科書の使用は、今後一切禁止する」との一文が含まれており、芸能科図画・工作の教科書が使えなくなっている。まさに学校は目に見える最も具体的な指針（基準）たる教科書を失うことになるのである。そのため、この通牒では「図画工作指導上の注意」として、「指導上遺憾のないやうな」配慮を求めているのであり、おそらくこれがとりあえずの指針になったものと考えるのが自然であろう。では「図画工作指導上の注意」にはどのようなことが表記されていたのだろうか。「美術の教育」「美術による教育」の視点は包含され表記されていたのだろうか。

発教六五号

昭和二十一年六月十七日 文部省教科書局長有光次郎

地方長官、師範学校長、青年学校長、高等師範学校長、女子高等師範学校長、東京高等学校長、東京聾啞学校長、東京盲学校長、武蔵高等学校長、成蹊高等学校長、成城高等学校長、富山高等学校長、浪速高等学校長、甲南高等学校長 殿

国民学校、青年学校、中等学校、師範学校及び青年師範学校芸能科図画、工作の授業については、左記によられたく通牒します。

#### 記

一 本年度において教科書の発行を中止した教科科目の取り扱いについては、五月三十日附発教五六号（国民学校教科書中発行供給中止図書）及び六月六日附発教六三号（教科用図書の使用については）で通牒したが、芸能科図画、工作については、別紙指導上の注意に基づき、指導上遺憾のないやうに御配慮願ひたい。なほ六月六日附発教六三号通牒第二項追書により図画、工作の旧教科書の使用は、今後一切禁止するから、この点について誤りのないやうに取り計らはれたい。（二、三、四、五項略）

別紙

図画工作指導上の注意

- 一 創造力の養成、個性の伸長に留意すること。（略）
- 二 つとめて共同製作を多く課し、協力して働くといふ精神を養成すること。（略）
- 三 道具や材料の性質をよく教へ、そのものの中に含まれてゐる科学的法則を知らしめ、それから正しい使用法、手入れの仕方を教へ、道具、材料を愛護する精神を養ふこと。（略）
- 四 理科の教材と密接な関聯をもたせ、自然美の再構成である図画、工作の作品にも自然界の真実や法則をそのまま正確に表現するやうに指導すること。（略）
- 五 教材を身のまわりから豊富に取り入れること。（略）
- 六 地方に特有な工芸品、生活必需品の製作をとり入れて指導すること。（略）
- 七 見学、鑑賞などを適当にとり入れること。（略）

という内容であり、ここに記述された内容は先にも指摘したように、昭和二十二年（一九四七）学習指導要領が発表されるまでの間、幾分かでも指針的役割を果たしたのと考えられる。いずれにしても、下線を付しておいたやうに「道具や材料の性質をよく教へ」、「正しい使用法、手入れの

仕方を教へ、「道具、材料を愛護する精神を養ふ」などなど、「美術の教育」にかかわる記述は容易にみつけることができ、おおかたがそうである。しかし、同時に、この混乱の中にあっても「創造力の養成」や「個性の伸長」などが第一項で冒頭に位置づけて打ち出されていたり、続く第2項で、「つとめて共同製作を多く課し、協力して働くといふ精神を養成する」と。「つとめて」「多く課し」「協力して」「精神」などなど、さまざまな背景・事情があったにせよ、まさに「美術による教育」にかかわる内容が明記されている事実は注目したいところである。

## 2 昭和二十二年版学習指導要領図画工作編(試案)\*3

続いて、戦後の混乱の中でうみだされたのが「昭和二十二年度版学習指導要領図画工作編(昭和二十二年(一九四七)五月二十一日発行)」である。これは「試案」というレベルで姿をあらわした。この「試案」は、昭和26(1951)年の改訂版が出されるまでの短命のものであった。とはいえ、山形寛(文部省図書監修官)等の努力によって世に出され、ともかくも当面の美術教育のあり方を明文化したものであり、同時に、爾後の美術教育に有形無形の影響を与えたであろうことは想像に難くない。したがって、本小稿においても一定の紙面を割り、その内容について若干の検討を加えておきたい。内容の全体構成は以下の通りである。

### はじめのことば

- 第一章 図画工作教育の目標
- 第二章 図画工作の学習と児童・生徒の発達
- 第三章 教材・表現材料及び用具
- 第四章 図画工作の学習指導法
- 第五章 図画工作の学習結果の考査
- 第六章 第一学年の図画工作の指導
- 第七章 第二学年の図画工作の指導

### 第十四章 第九学年の図画工作の指導

以下、本小稿では、「はじめのことば」と「第一章 図画工作教育の目標」について、先の「通牒」に付したと同様の考え方で、「美術の教育」と「美術による教育」にかかわる文言に下線を付し、表記内容のおおよその傾向を目に見える形に

したものを示すことにする。

### (1) 「はじめのことば」について\*4

まず、「はじめのことば」は、次の表記で起こされている。

図画工作の指導をする者が心得ていなければならない最もたいせつなことは「図画工作の教育はなぜ必要か」ということである。

この問題に答えるためには、人類の文化が発達して来た永い歴史について考えなければならないが、ここには、その最も重要な二三の点について、簡略に述べることにする。

この「前文」の「図画工作の教育はなぜ必要か」を受け、①発表力の養成、②技術力の養成、③芸術心の啓培、④具体的・実際の活動性の助長、⑤結び、の五項目で丁寧に説明されている。以下、その5項目の中に表記されている文言のすべてにわたり、それが「美術の教育」の立場に由来するものなのか、あるいは「美術による教育」を指向したものなのかを検討し、下線を付してみた。結果は以下の通りである。

#### 一 発表力の養成

人類が、今日持っている進んだ文化は、未開の時代から今日までの、非常にながい間における数知れない多くの人々の、創意工夫や経験が、積み積み積もった結果である。

過去にどんな優秀な人々の創意工夫や、経験があったにせよ、それがその人限りに終って、他の人々や、次の時代の人々に、伝えることができなかつたならば、今日の進んだ文化に到達することはできなかつたはずである。

われわれが一つの文化を特つことができるためには、先人の工夫し、経験したことがらを受け継いで、更にそれに自分の経験や工夫を加え、またそれを次の時代の人々に伝えて行くはたらきがなければならない。言いかえれば、人類が文化を建設し進展させて行くためには、他人の発表する思想や感情を、正しく受けとる力と、創意工夫の力を備え、また、自分の持っている思想や感情を、正確に発表する力を備えていることが必要である。

それならば人類は何によって思想や感情を発表するかといえば、言語・文章による場合と、絵画・図・製作物というような、造形的なものによる場合とがある。前者は、時間的・抽象的なことを発表するに適し、後者は空間的・具象的なこと

を発表するに適している。この両方面の発表力は、それぞれの領域を持っていて、一を以て他にかえることはできない。

ここに国語や外国語が教科として取り上げられている一方、図画工作が同様に教科として取り上げられて造形的な発表力・創造力及びそれを理解(鑑賞を含む)する力を養うことは理由のあることである。

ここで～下線を付した内容は、人類の文化の継承という「美術の教育」に一部かかわる内容でありつつ、最終的に言及しているのは、人の受信力及び発信力の形成である。すなわち現代風に言うならコミュニケーション力の育成への言及ではないか。これは言うならば「美術による教育」の文脈であり、昭和22年の試案にこうした文言が内包されていることへの驚きを禁じ得ない。次に「美術の教育」として下線を付したのが、末尾の「造形的な発表力・創造力及びそれを理解(鑑賞を含む)する力を養う」である。ここには( )付きとはいえ、「(鑑賞を含む)」と「鑑賞」の指導の必要性が指摘されている。現行の学習指導要領図画工作科の目標の冒頭は「表現と鑑賞の活動を通して…」と明記され、鑑賞が優れて創造的な活動であることが確認されている。すでにこの時点で「美術の教育」の一環に「鑑賞」を意識して明記した見識には驚かされる。

次の「技術力の育成」については、おおむね「美術の教育」のスタンスから美術教育の有用性や意味が説かれている。

### 二 技術力の育成

人は、手で道具を作り、その道具を使って、更に進んだ道具や、生活上いろいろ必要な物を作って、生活を豊かにし、進んだ文化を建設して行く。このことは、人類が他の動物といちじるしく異なる点であるが、同じ人類の中でも、この種の造形活動が、いかに営まれるかは、その文化の程度を示すものである。

文化には、精神的ないしは思想的方面があり、それが重要であることはいうまでもないが、いかにりっぱな精神、りっぱな思想があっても、それがなんらかの形で具象化されなければ、直接に生活をうるおわせ、豊かにすることはできないといわなければならない。まして、物質的文化の方面では、その具象化は欠くことのできない条件である。

もっと端的にいえば、手で道具を作り、物を作る

活動、すなわち、人間の技術活動が伴わなければ、すべての文化は、直接には生活の役に立たないのである。かかる点から見て、技術の養成、またはすべての技術の基礎となる目と手の感覚を鋭敏にすることが、教育の一つの項目として取り上げられなければならない。そしてその使命を負って、図画工作が一つの教科として取り上げられたのである。

次項「芸術心の啓培」については、「美術の教育」と「美術による教育」が融合したスタンスで記述されている。

### 三 芸術心の啓培

美を愛し、美を創造し、美を味わい楽しむのは、人間の持つ一つの特性である。人類はこの特性を持っているから、諸種の芸術品を作り、それによって生活にうるおいを与えている。

人類は、未開の時代にも、それにふさわしい芸術的な活動をしており、はげしい闘争の時代にも、その活動は、決して停止してはいない。まして、平和で豊かな時代には、極めて盛んな芸術的活動が営まれている。かかる人類の芸術的活動のあとをかえりみると、芸術は単なるぜいたくではなく、やむにやまれない人の本性から出発しているものである。この本性を育て、平和で、香りの高い文化を建設する素地を与えることは、教育の一つのつとめでなければならない。かかる使命をはたすために図画工作・音楽その他の芸術的な教科が置かれているのである。

次の第4の「具体的・実的な活動性の助長」については、「ものづくり」の教科特性をうちだし、おおむね「美術の教育」のスタンスで記述されている。

### 四 具体的・実的な活動性の助長

抽象的・理論的な仕事と、具体的・実的な仕事との、どちらを児童は好むか。また、児童は将来、抽象的・理論的な仕事と、具体的・実的な仕事との、どちらの職業に就くものが多いかという、具体的・実的な仕事に、より多くの興味を持ち、将来、具体的・実的な職業に従事する者の方が、断然多いことは児童の実際生活を少しく観察し、また、全国有業者の職業調査を一覧すれば明らかである。

ほとんどすべての教科において、なるべく具体的に、なるべく実的に教材を取り扱って行こうとする傾向がいちじるしいのは、児童のかかる要

求から来るものといえよう。

そして最も具体的・実地的な教科は何であるかといえ、まず図画工作を第一にあげなければならない。したがって、図画工作は、児童の具体的・実地的な活動性を助長し、いろいろな知識や技術を習得する基礎を築くものといわなければならない。

最後の「結び」は、上述の4観点をふまえたうえで図画工作科の「目標」が生起してくることを指摘し、その目標を達成するために指導内容や方法が考え出されるべきであることに言及している。

## 五 結び

以上「図画工作の教育はなぜ必要か」について述べたのであるが、ここから、図画工作教育の目標が生まれ、その目標によって、教材が選ばれ、指導の方法が考究されるのである。

本書は、小学校と中学校とにおいて、図画工作の指導をする日常の指針としてつづったものであるが、不備な点が多いばかりでなく、是正すべき箇所も少なくないと思う。同種の教材については、前後の学年の記述を比較対照するなどによって活用されるとともに、本書そのものを一つの研究資料として、改善に関する腹藏のない意見を送られることを切望する。

さて、以上、あらためて確認するなら、「下線」を付した記述は「美術による教育」に関する記述であり、美術そのもののことを子ども達に理解させる、あるいは習得させようとするものでなく、人としてのありようにつながる事柄、人間としてよりよく生きていく上で身に付けさせておきたい事項として記述された文言と判断したものである。言葉をかえれば、単に見栄えのする絵を描き上げたり、要領よくものを創り上げたりということなのである。一方、「下線」は、「美術の教育」の内容であり、文化としての美術の伝承や、みたり、かいたり、つくったりということに存分に取り組みせながら美術そのもののことがらを身に付けさせようとする、まさしく美術の営みに直結する内容である。

## (2) 「第一章 図画工作教育の目標」について

「第一章 図画工作教育の目標」においては、「はじめのことば」で打ち出されている美術教育

の理念（基本スタンス）を反映した多くの文言をとらえることができる。以下、下線を付しながら「美術の教育」と「美術による教育」の内包状態を視認できるようにする。

- 一 自然や人工物を観察し、表現する力を養う。
  - (一) 記憶や想像により、各種の描画材料または粘土その他の材料を使って、自然や人工物を表現する能力。
  - (二) 写生により、各種の描画材料または粘土その他の材料を使って、自然や人工物を表現する能力。
  - (三) 新しい造形物を創作し構成する能力。
  - (四) 豊かな美的情操。
  - (五) 形や色に対する鋭敏な感覚。
  - (六) 自然美の理解。

ここに表記された大方の内容は「美術の教育」に向かう内容である。ただ、ひとつ「(四)」の「情操」について人間性と無縁ではあり得ず単純に割り切ることは適切ではないかもしれない。が「美的情操」と限定されていることから「美術の教育」にかかわる事項としてとらえ～下線は付していない。こうしてみると、目標の第一項は、おおかたが「美術の教育」に向かう内容であることがみえてくる。

しかし、次の「二 家庭や学校で用いる有用なるものや、美しいものを作る能力を養う。」の内容や、「三 実用品や芸術品を理解し鑑賞する能力を養う。」においては、かなり「美術による教育」のスタンスをふまえた表記も出現している。

- 二 家庭や学校で用いる有用なるものや、美しいものを作る能力を養う。
  - (一) 家庭や学校で必要なものの設計・図案・装飾・製作の能力。
  - (二) 普通の工具・材料・設備を使いこなし、また、それを良好な状態に保持する能力。
  - (三) 環境の諸要素を最も有効に用いる能力。
  - (四) 創作能力。
  - (五) 科学的・研究的・実践的態度。
  - (六) 有用なものや、美しいものを作る際に、手まめに働き、誠実に仕事をする態度。
  - (七) 有用なものや、美しいものを作る際に、ともに働き、ともに楽しむ態度。
- 三 実用品や芸術品を理解し鑑賞する能力を養う。
  - (一) 生活に必要な物品の実用価値や美的価値を

理解し、また物品相互の調和に注意し、適当に選択し、採りあわせる能力。

- (二) 造形的な物品の賢明な使用者となる能力。
- (三) 絵画・彫刻・建築等を鑑賞する能力。
- (四) 豊かな美的情操。

という内容であり、ここにおいては「美術による教育」の視点からの記述が少なからず盛り込まれていることが確認できる。ということで、ここであらためて確認しておきたいのは「通牒」に続いてだされた「試案」というレベルのものであるにもかかわらず、「美術による教育」の視点を欠落させていないことである。

### 3 「昭和26年版小学校学習指導要領図画工作\*5 (試案)」について

昭和26年度版では「図画工作教育の目標」は、「1 図画工作教育の一般目標」として、中学校・高等学校にも通じる目標が掲げられていた。それに続いて「小学校における図画工作教育の目標」という設定になっている。したがって、ここでは、「小学校図画工作科」に焦点化して検討を進めることとする。ただ、参考までに中学校・高等学校にも通じるという「図画工作の一般目標」における大きな4項目は紹介しておくことにする。「(1)造形品の良否を判別し、選択する能力を発達させる。(略)」「(2)造形品を配置配合する能力を発達させる。(略)」「(3)造形的表現力を養うこと。(略)」「(4)造形作品の」理解力・鑑賞力を養うこと。(略)」というものである。誤解をおそれず一言で言うなら「美術の教育」の視点のみで掲げられたプロットである。

ではあるが、「小学校における図画工作教育の目標」は、これとはニュアンスに大きな差があると言わざるを得ない。すなわち、教科目標の第一項は「個人完成への助け」である。その内容を補足する「a 絵や図をかいたり、意匠を創案したり、物を作ったりするような造形的創造活動を通して、生活経験を豊富にし、自己の興味・適性・能力などをできるだけ発達させる。」と、「通して」の文言の設定などがありおおいに興味がかれるところである。いよいよ「美術による教育」への認識が深まったのであろうか。と言う疑問はさておき、以下、この「目標」の文言につ

いても、「美術の教育」「美術による教育」の視点から下線を付してみた。

#### 第1 目標

- (1) 個人完成の助けとして。
  - a 絵や図をかいたり、意匠を創案したり、物を作ったりするような造形的創造活動を通して、生活経験を豊富にし、自己の興味・適性・能力などをできるだけ発達させる。
    - (a) 児童のもっている活動性と造形的欲求を満足させ、生活経験を豊富にする。
    - (b) 観察力と、形や色に対する感覚とをできるだけ発達させる。
    - (c) 美的情操を、できるだけ豊かにする。
    - (d) 創造的な表現に対する自信と誇りをもつようにする。
    - (e) 言語では表現できない思想や感情を、表現する手段としての初歩的な技能を得させる。
    - (f) 創造的表現活動を、情緒の安定のために役だてる。
  - b 実用品や美術品の価値を判断する初歩的な能力を発達させる。
    - (a) 自分の生活を維持するために必要なものが、使って便利か、見て美しいかについての関心を高め、いくらかの物についてその判断ができるようにする。
    - (b) 自分の生活を維持するために、必要ないくらかの物につき、それを作るに用いてある材料の良否、作り方の適否についての関心を高める。
    - (c) 自己の身辺にある造形品が、生活を明るく豊かにするための美しさを備えているかどうかについての関心を高め、いくらかその判断ができるようにする。
    - (d) 新しく選択する造形品が、自分の持っている他の造形品と、調和するかどうかについての関心を高め、いくらかその判断ができるようにする。
    - (e) 自然の美しさや、美術品の美しさに対する関心を高め、美を享受する態度を発達させる。
    - (f) 自然や美術品の鑑賞を、情緒の安定に役だてる。
  - c 造形品を有効に使用することに対する関心を高め、初歩的な技能を発達させる。
    - (a) 手の器用さを増し、基本筋肉と微細筋肉との調和的発達をさせる。
    - (b) 自分の生活を維持するのに必要な造形品の手入れ、保存の技能を得させる。
    - (c) 物を美しく、便利に配置配合して、生活を

- 明るく豊かにするいくらかの技能を得させる。
- (2) 社会人および公民としての完成への助けとして。
- a 造形的な創造活動、造形品の正しい選択能力、造形品の使用能力などを、家庭生活のために役だてることの興味を高め、技能を発達させる。
- (a) 家庭生活に必要なものを、よく配置配合して、生活を明るく豊かにすることの興味を高め、いくらかの技能を得させる。
- (b) 家庭用品をたいせつに使い、手入れ、保存することのある程度の技能を養う。
- (c) 家庭の室、庭園などを整備することの関心を高め、ある程度の技能を得させる。
- b 造形的な創造活動、造形品の選択能力、造形品の使用能力などを、学校生活のために役だてることの興味を高め、技能を発達させる。
- (a) 学校用具をたいせつに使い、簡単なものを製作したり、ちょっとした修理をするある程度の技能を得させる。
- (b) 他の学習の助けとなるよう、描写技能や製作技能を応用する力を養う。
- (c) 学校生活を明るく豊かにするために、備品を配置配合したり、作品を展示したりするいくらかの技能を発達させる。
- (d) 校地・校舎などを整理整頓、美化することの関心を高め、ある程度それができるようにする。
- c 造形的な創造活動、造形品の選択能力、造形品の使用能力などを、社会生活の改善、美化に役だてるための関心を高め、いくらかの技能を養う。
- (a) 造形活動とおして、地域社会を理解させる。
- (b) 地域社会の美化、改善のための計画をたてたり、その模型を作ったりすることの興味と、初歩的な技能とを得させる。
- (c) 造形的な表現活動によって、他人に対して自分の思想や感情を伝えるある程度の技能を得させる。
- d 人間の造形活動の文化的価値と経済的価値についての、初歩的な理解を得させる。
- (a) 消費者の立場に立って、親切に作られたものや、優秀な作品、すぐれた技術を尊敬する態度を育成する。
- (b) 各種材料の造形的価値と経済的価値について、いくらかの理解を得させる。
- (c) 造形活動の進歩が、生活を明るく豊かにするために、どのように役だっているかについて、いくらかの理解を得させる。
- (d) 工芸美術・商業美術の経済的価値について、

て、初歩的な理解を得させる。

- (e) 家・地方・日本および外国の、文化的資産としての美術品に対するいくらかの認識を養う。
- e 美的情操を深め、社会生活に必要な好ましい態度や習慣を養う。
- (a) 仕事のあと始末をよくし、清潔・整理の習慣を養う。
- (b) 弟妹やその他の家族のために、自己の造形能力を善用することの態度を養う。
- (c) 共同の用具・材料・公共物をたいせつに扱い、手入れ、保存についての責任を持つ態度を養う。
- (d) 計画した仕事を完遂する態度を養う。
- (e) 共同の作業をとおして責任を重んじ、協調する態度を養う。

## 第2 各学年の目標

(略)

ここでは、冒頭の「(1) 個人完成への助けとして」 「a 絵や図をかいいたり、意匠を創案したり、物を作ったりするような造形的創造活動を通して」などの表記が見られ、必ずしも、図画工作科が「造形作品」づくりをのみ目的にしたものではないことを明快に打ち出している。のみならず、目標の冒頭、しかも「(1)」という位置づけで「個人完成」という人間形成への方向性が示唆されている。これらのことは「アメリカの示唆」「アメリカのものを参考にした」「アメリカのいくらかの干渉」などなどの事情も作用しているようである。が、そうであってもこうした理念が記述されたことは特筆に値することである。一方で、「第2. 各学年の目標」を全面的に「略」としたのは、「1. 描画」「2. 色彩」「3. 図案」「4. 工作」「5. 鑑賞」のカテゴリーに従い、第1学年から第6学年の学年段階別に、おおかたが「美術の教育」の視点からのみの記述だったからである。

しかし、次に引用した「1. 描画」における「描画の注」の記述は「美術による教育」の視点から極めて大きな意味を内包するものとして確認しておきたい。

- ① 自己の表現に対する誇りと自信とを持たせることは、特にたいせつなことで、自分でかいたものに、ひけめを感じたり、自分は絵をかくことがへたであるとの感じを持たせたらおしまいである。他人の力をかりないで自分の力でかき、



他人のまねをしなideかいたものは尊いものだ  
という感じを持たせなければならない。そこに  
自主的精神が宿り、民主的教育の基盤がつか  
われていくのである。

ここでは、美術教育が単にうまい絵を描かせて  
いればいいということではなく、究極的には「誇  
りと自信」、「自主的精神」や「民主的教育の基盤」  
の形成にまでつながっていくものであることに言  
及している。

さらに、「6. 各学年各教材を通じて養うしつ  
け・態度・習慣」における次の表記は、より具体  
的に「美術による教育」の視点やその意味が明記  
されたものとして確認できる。

図画工作科で養わなければならない態度・習慣  
等については、目標のところで一応述べたが、こ  
れは描画・色彩・図案・工作・鑑賞等の指導内容  
の一部をなすものであるから、ここに一括してそ  
のおもな事項を述べる。

1. 仕事のあと始末をし、整理整とんをする習慣  
をつける。

(略) …仕事が終わったならば、よくあと始末  
をし、整理整とんをすることは、学習能率をあ  
げる上からきわめてたいせつなばかりでなく、  
一般的なしつけとしてもたいせつなことである  
から、この点については不断の注意をして、よ  
い習慣をつけるようにしなければならない。

2. 清潔の習慣をつける。

(略) …作業が終わったならば、手や机などを  
きれいに洗ったり、清掃したりすることをじゅ  
うぶんにやらせなければならない。そのために  
は相当の時間をさくことも考えなければならない。  
粘土や指絵のようなものは、手や机をよご  
すからやらせないというのは決して清潔の習慣  
をつけるゆえんにはならない。

3. 共同のものをたいせつに使い、他人に迷惑を  
かけないようにする態度や習慣を養う。

自分の所持品はたいせつにするが、公共のもの  
はなぜやりに使うことがままあるが、図画工  
作科は、この悪い態度を是正するのにつごうの  
よい機会を多く持っているものであるから、こ  
の点にじゅうぶんの留意をして指導しなければ  
ならない。(略) …共用として学校に備えてお  
いて、自由に使用させることが多くなるのである  
から、共同のものをたいせつに扱う態度・習慣  
をつけることは、人としての資質として必要な

ばかりでなく、図画工作の学習上からも強く望ま  
れることである。

4. 他人と協調する態度を養う。

(略) …共同製作や共同研究をするとき、自  
分の考えを主張し、自己の適性を満足させると  
ともに、他人の主張をよくきき、他人の長所も  
認め、共同の仕事をよりよくできるようにする  
こと。教師の指導力を自分ばかりで独占しない  
で、他人と協調して、教師の指導や援助を受け  
ることなどの態度を育成し、円満な社会生活が  
営めるようにしなければならない。注意してお  
れば図画工作の学習には、このような態度を育  
成するよい機会が多いのである。

5. 自分の行為に対する責任感を育成する。

共同の仕事をするとき、自分の分担を責任を  
持って遂行すること。自分の仕事満足すべき  
結果になったとき、それに対する誇りを感じる  
とともに、うまくいかなかったとき、その責任  
を材料や用具のせいにして、他人のせいにし  
たりするようなことをしないで、あくまで自分  
の責任としてその原因を追求し、再び失敗をく  
り返さないように努める。自分の選んだものに  
対して責任を持つことは、図画工作教育上きわ  
めてたいせつなことである。

6. 持久的、実践的態度を育成する。

何事に対しても持久的にねばり強くやり、計  
画したことは、途中でさせつすることなく遂行  
するという実践的態度をとることは必要である  
が、図画工作の学習における一くぎりの作業に  
要する時間の長短、作業中に起る困難さの程度  
は、学年に応じ、それぞれの児童の能力に応じ  
て無理のかからない教育計画をたてなければな  
らないことはいうまでもないが、それかといっ  
てあきつぱく途中で仕事をやめてしまったり、  
ちょっとした困難に出会った場合に、すぐ  
計画変更をしたりするようなことは望ましくな  
い。学年相応の持久力や多少の困難におつかつ  
ても、それを遂行するところの実践的態度を  
徐々に育成していくことは、要望されなければ  
ならないことである。(略)

7. 資源愛護の精神を養う。

資源愛護の精神を養うには、いろいろな段階  
がある。卑近なこととしては工作で何かを作る  
とき、材料をむだにしないことや、余材を他に  
利用できるかどうかを考え、用途のありそうな  
ものは整理して保存することなども資源を愛護  
することである。また廢材の活用とか、道具を  
たいせつに使うことなども、資源を愛すること  
になる。このようなことは実習をとおして、よく  
理解させ、一般のしつけとして身につけさせて

おくことが肝要である。

さらに進んでは資源の愛護は、広く人類の福祉の上から見てわれわれの努めなければならない義務であることを、児童の程度相応に理解させることがたいせつである。たとえば自分で買ってきたものは、自分だけのものであるから、どんなにむだ使いをしても、他人には迷惑にならないと考えがちであるが、ひとりでもむだに物を使えばそれだけ世の中のものが少なくなって、間接に他人に迷惑を及ぼすことになることを理解させるようなことである。このようにすべての資源は個人の所有であるとともに、人間共有のものであることを、身近な実例について理解させ、資源愛護の精神を養わなければならない。

だれか友だちが珍しい物を持っていると、前後の考えもなくそれを買うようなことは、資源愛護の精神から見ておもしろくない。またそのようなものを見せびらかすことも、よいことではないことを理解させなければならない。

以上、昭和26年版の小学校学習指導要領図画工作に表記されている内容の一部である。ここでは「図画工作科で養わなければならない態度・習慣等については、目標のところで一応述べたが、これは描画・色彩・図案・工作・鑑賞等の指導内容の一部をなすものであるから、ここに一括してそのおもな事項を述べる。」との断り書きを付し、「6. 各学年各教材を通じて養うしつけ・態度・

習慣」として、おおかた「美術による教育」にかか内容が表記されている。すなわち、結果的には記述のすべてに～下線を付さざるをえなかったように、かなり丁寧<sup>1</sup>に人の「あり方・生き方」に言及していることが確認できる。その是非はさておき、おおよそこうしたレベルの記述は現行の学習指導要領には見られない。

さて、以上、今回は、昭和26年版小学校学習指導要領図画工作（試案）の検討で紙数が尽きた。引き続き昭和33年版以降の学習指導要領も「美術の教育」及び「美術による教育」の視点から検討を加え、なぜ、「美術による教育」の視点が根付かないのか、あるいは、適正な美術教育の姿はどうあればよいのか等についてさらに言及したいと考えている。

#### 註及び参考・引用文献等

- \* 1 若元澄男編集「図画工作・美術科重要用語300の基礎知識」明治図書、2000年、p.21
- \* 2 倉田三郎監修 中村 享編著「日本美術教育の変遷—教科書・文献による体系—」日本文教出版株式会社、1979、p302
- \* 3 山形 寛「日本美術教育史」黎明書房、1967、p780
- \* 4 <http://www.nicer.go.jp/guideline/old/s22ejc/>
- \* 5 <http://www.nicer.go.jp/guideline/old/s26ec/>